

西暦2018年10月1日制定

兵庫県立こども病院における公的研究費の
適正使用に関する行動規範

- 1 公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知および兵庫県立こども病院が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用規約を遵守しなければならない。
- 2 公的研究費が兵庫県立こども病院の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 3 研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
- 4 研究者、その補助者及び事務職員は、相互に有機的な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するように努めなければならない。
- 5 公的研究費の不正使用が疑われる場合は、速やかに通報窓口に通報すること。
- 6 公的研究費の取扱いに関する研修に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続きおよび使用規約の理解に努めなければならない。